

## 一揆文字瓦の年代比定

竹間芳明

はじめに

先に小泉義博氏は、一九三二年に武生市の小丸城址から出土した丸瓦（以下では「文字瓦」と称する）に刻み込まれた文字について分析し、その中に記載されている一揆が蜂起した五月二四日の年代を一五八〇年（天正八）と判断された。<sup>(1)</sup>ところで、井上鋭夫氏をはじめとする他の学説では、この年代比定を一五七六年（天正四）とする見方が大勢を占めている。<sup>(2)</sup>そこで、改めて文字瓦に記載されている一揆が蜂起した五月二四日の年代比定について検証してみたい。

一五七五年（天正三）八月織田信長は越前の本願寺政権を壊滅させ、越前再制を果たした。九月には、戦後処理を行い越前の支配体制を整えた。すなわち、柴田勝家に越前一国

の軍事指揮権を与え、さらに行政的に国内を分割して、支配にあたる者を次のように決定した。

八郡……柴田勝家

府中辺二郡……前田利家・佐々成政・不破

光治

大野郡三分二……金森長近

大野郡三分一……原政茂

敦賀郡……武藤舜秀<sup>(3)</sup>

以上のことから、府中辺二郡の中に含まれ佐々成政の居城であったといわれる五分市小丸城は、井上氏の指摘の如く一五七五年（天正三）九月以後に築城されたことが判明する。<sup>(4)</sup>

ところが、その後の織田政権による越前支配の状況は決して安定したものではなく、各地で一揆勢力が存続し抵抗を続けていた。<sup>(6)</sup>一方、織田軍の猛攻により、国外へ退去していた反織田勢力も抵抗の姿勢を維持していた。

畏而言上候、

抑当国<sup>(朝倉)</sup>之儀、義景御敗軍以後、既従大坂殿上使被差下、士卒之散落被相静、国漸順諡之様御座候刻、重而信長出張候而令乱邑、干

今国不輒候条、各加州表江引退、時剋雖待申候、尾筋勢依為勇兵、越前諸牢人・加州之士卒雖致武威之行戦功未成候、御屋形<sup>(上杉)</sup>様非御出勢者、各難遂還国之望候、則従加州諸侍中、以連署御出馬之儀被申入之由、目出度珍重奉存候、早速彼表へ於御出陣者致御案内者、抽粉骨各馳走可仕段、乍恐当庄之諸卒謹而奉得御意候、猶委細之儀、此罷下候老共可申上候、恐惶敬白、

九月八日  
七月四日  
天正三年

越前北庄

惣老（花押影）

土蔵新介

能勝（花押影）

鳴河彦左衛門尉

次正（花押影）

石場惣老（花押影）

小木彦兵衛尉

吉通（花押影）

印牧小三郎

正秀（花押影）

木田惣老（花押影）

原新右衛門尉

吉親（花押影）<sup>(7)</sup>

このように、加賀へ亡命した越前諸牢人は還国を望み、その機会を窺い上杉謙信の出馬を要請している。

一五七五年(天正三)九月当時、本願寺と上杉氏の交戦状態は続いていたが、織田軍に越前を制圧された現地の北陸一揆勢力(越前諸牢人・加賀諸侍中)は、本願寺と上杉氏の正式な和睦を待たず、独自に上杉謙信との軍事的提携を図っていたことがわかる。北陸の反織田勢力にとつて、越前奪回はもはや自力では不可能であり、全ては越後の上杉謙信の動きにかかっていたのである。

さらに、同年五月の長篠合戦において本願寺と同盟関係にあった武田勝頼が、織田・徳川連合軍に大敗したことによって、これまでの軍事的均衡が崩れ、友好関係にあった上杉氏と織田氏の間が疎遠になり、そして、加賀・越中を挟み両勢力が軍事的に向き合うことになった。一方、足利義昭と通謀した本願寺は、翌一五七六年(天正四)四月に織田信長に対して三度目の挙兵をしている。このような状況下で、旧来の敵であった本願寺と上杉氏は、新たに共通の敵となった織田信長

に対抗するためこれ以降急速に接近していく。そして、一五七六年(天正四)五月一日ごろまでには、上杉氏と本願寺・越中・加賀一向一揆との間で和睦が成立した。<sup>9)</sup>

以上のように、一五七六年(天正四)五月の段階で、本願寺・北陸一向一揆と上杉氏は、織田氏に対して協同戦線を形成したのである。この体制下で、北陸各地の一向一揆勢力は織田軍に対して現地で激しい軍事的抵抗を行っていた。

一揆勢力が残存し、国外に亡命した一揆が上杉謙信の助勢を頼みに還国をめざすというような、越前支配の不安定な状況下で織田政権は、一揆蜂起に備え越前各地で反本願寺勢力である浄土真宗高田派寺院とその門徒に対して、刀などで武装することを奨励している。このことを史料で確認できる最も早い例としては、一五七五年(天正三)十月一日に黒目称名寺へ発した柴田勝定副状がある。<sup>10)</sup> この中で勝定は、黒目称名寺門徒が本願寺政権の守護下間頼照を打捕ったことを賞し、称名寺に対して門徒の帰参人を支配することを保証し、称名寺門徒である黒目・米納津・野中・

下野四ヶ村の者共が、一揆の殘党を退治するために腰刀・武器等を用意して忠節することを許可している。

熊坂の高田派専修寺も、同じく柴田氏の重臣から武装を命じられている。

次に、専修寺の事例を中心に、具体的に一揆の動きに対応した織田政権の反本願寺勢力に対する武装指令について検討したい。

## 二

一五七五年(天正三)越前再制を果した直後から、織田信長は高田派専修寺門徒の還住と安全を保証する朱印状及び禁制を発している。<sup>11)</sup>その後、八郡の統治をまかされた柴田勝家は翌年二月に専修寺建立に際し寺中諸役免除の定書を発し、三月には熊坂をはじめとした一二ヶ村の専修寺門家を確認した判物を発している。<sup>12)</sup>そして、五月二日には次のような書状を専修寺に出している。

(柴田勝定)  
(黒印)

当寺門徒大坂与各別之旨聞届候、然者門家中江不寄男女可被出押判由尤候、猶佐久間(盛政)女蕃尤可申候、恐々謹言、

修理亮

若越郷土研究 四十巻六号

天正四  
五月廿二日 勝家(花押)

高田

専修寺<sup>(13)</sup>

高田派専修寺門徒が本願寺派とは別であることは承知したので、門徒は男女にかかわらず全員が押印した署名を柴田家重臣の佐久間盛政へ提出せよと命じている。一五七六年(天正四)五月二日段階で、本願寺門徒の摘発を行っているのである。

続いて翌日の二三日には佐久間盛政が次のような書状を出している。

(柴田勝家  
黒印)

端書無之  
当御門徒大坂各別旨被聞召届候、然上者、兵具嗜御忠節肝要候、自然下々乱之儀於在之者、相拘可有御注進候、殊御門家中、為印押判被遣候由尤ニ候、恐々謹言、

佐久間玄蕃助

宋正四年  
五月廿三日高田  
専修寺玉床下<sup>(14)</sup>

この書状でも、本願寺門徒の摘発を促しているが、特に兵具を備えて忠節することを指令して、下々の者が不隠な動きを示した場合

は捕えて報告するように命じている。すなわち、一五七六年(天正四)五月二日、三日の時点で、越前国内では本願寺派を中心とした一揆勢力が不隠な動きをしており、織田政権にとつて緊迫した状況が生じていたことが窺える。織田政権は既にこの時点で一揆蜂起の動向を察知しており、その対応として反本願寺派寺院の高田派専修寺門徒の確認をたうえて、本願寺門徒の摘発を行い、さらに専修寺門徒を武装させたのである。

大野郡にあった高田派折立称名寺に対しても、柴田勝定は五月二日付で次のような書状を出している。

以上

其辺一揆於成其催者、急度可有御注進候、人数遣候て可加成敗候、随而其方門下吉野村之儀、勝家以一行被申候、猶以忠節仕候様ニ可被仰付候、恐々謹言、

柴源左

折立  
五月十二日

称名寺

御同宿中<sup>(15)</sup>

ここでも、一揆の動向に対する織田政権の

対応がみられる。具体的には、反本願寺派の高田派折立称名寺に対して、寺の周辺で一揆蜂起といった不隠な動きがわかればすぐに報告せよと命じている。五月二日の段階で、折立称名寺周辺でも一揆蜂起の動きがあり、同じ様に、これを織田政権が既に察知していることがわかる。この書状には年代が記されておらず、小泉氏はこれを一五八〇年(天正八)のものだと判断されている<sup>(16)</sup>。しかし、この柴田勝定の書状と既に示した一五七六年(天正四)五月二日、二三日に高田派専修寺へ出した織田政権の指令とを比較すると、一揆蜂起といった切迫した状況への対応の一環という点で、両者が共通した内容を持っていることがわかる。さらに、この折立称名寺に出した柴田勝定の書状の日付が五月二日である点にも注目できる。すなわち、大野郡の折立称名寺周辺で、坂北郡の専修寺一帯と同様に一五七四年(天正四)五月に一揆蜂起といった不隠な動きがあったとみても不自然さはない。

ところで、大野郡の山間部では嶋田将監を首領とする北袋の一揆勢が一五七五年(天正

(三) 以来、織田政權に対して抵抗を続けていた。本願寺宗主顯如は、次のような書状を野津又で籠城中の北袋一揆に出している。

態染筆候、仍当山中之儀、いまに相拘候て敵を支、おり／＼ハ打出成其働由、忠節無比類候、然処兵糧底底ニ付て及迷惑由、尤難入候、此山中敵の手ニ入候ハ、加州までも大事ニ候間、如何様にも各相談、籠城つ、き候様に馳走肝要候……以下略

この書状も年代が記されておらず、五月廿八日という日付のみが書かれておる。この中で顯如は、山中を死守し織田勢と抗戦中の野津又籠城衆に対し、兵糧が不足しているとのことだが山中が織田方に落ちてしまうと加賀までとんでもないことになるので(織田軍に蹂躪されてしまう)、皆で協力して籠城を続けるようけんめいに努力してほしいと激励している。この書状の日付の五月二八日以前の段階で、越前大野郡の野津又城をめぐる、一揆方と織田方との間に激しい攻防戦があり、この野津又城の攻防が本願寺にとって加賀の命運を懸る重要な戦闘だったことがわかる。当時、加賀は南二郡(能美・江沼)が織田

軍によって占領されており、本願寺・加賀一揆勢は二郡の奪回をもくろんでいた。本願寺を中心とした北陸の反織田勢力にとって、まさに野津又城は、織田方に占領されていた越前と加賀南二郡の中に存在した、一揆が死守する孤塁であったといえる。

『武功夜話』によれば、日付は特定できないが、一五七六年(天正四)に、越前の柴田勝家と加賀大聖寺城代の戸次右近から織田信長のもとに、加賀江沼郡において富樫氏の加勢を得た一揆勢が居振橋(動橋)・敷地山に皆を築き織田方の大聖寺城を包囲し、上杉謙信がこの動きに乗じて能登・加賀に侵攻する<sup>19)</sup>。前述したように、北陸の反織田勢力にとって還国を果たすためには、上杉謙信の出兵が必要不可欠であった。

翌年(一五七七年)には、この一揆に越前本願寺門徒も加わり大聖寺を攻撃するが<sup>20)</sup>、同年八月八日、織田信長は越前の柴田勝家を総大将に任じて軍勢を北陸方面へ送った<sup>21)</sup>。江州衆・美濃衆・尾張衆・畿内衆からなる織田軍約三万人は、柴田勝家の居城北庄に集結し

たが、その中で丹羽長秀と羽柴秀吉率いる江州衆七千有余人は、まず敦賀に集結した後、国府(府中)に赴いている<sup>22)</sup>。すなわち、一五七七年(天正五)八月の段階では、越前国の北庄・府中は織田軍の出撃基地となっており、決して一揆が蜂起するような不隠な地域ではなく、完全に織田軍の勢力下にあったことがわかる。その後、織田軍は加賀に攻め入り一揆方の拠点居振橋・御幸塚を落し、さらに手取川を越して小松村・本折村・阿多賀・富樫の所々を焼き払い加賀南二郡の一揆を鎮圧した<sup>23)</sup>。そして、九月に上杉軍との対戦を向かえるのである。上杉謙信は九月二九日の書状でこの時の戦況を「七尾存分之儘ニ入手ニ、同十七号未守与地も入手ニ。是者賀能之間之地ニ候間、<sup>源上國邊</sup>齋藤籠置、當国一変ニ申付候処ニ、是を信長一向ニ不向、十八賀州湊川迄取越、数万騎陣取候処ニ、両越能之諸軍勢為先勢差遣、謙信事も直馬之処ニ、信長、謙信後詰を聞届候哉、當月廿三夜中令敗北候処ニ乗押付、千余人打捕、残者共糸河へ押籠ケル折節、洪水漲故渡無瀬、人馬不残押流候。誠如此之万々仕合、年来之信心歎喜迄候。重

而信長打出候間、一際可有之与令校量候処ニ、案外ニ手弱之様体、此分ニ候者、向後天下迄之仕合心安候。」と記しているように、上杉軍は織田軍に圧勝し、織田軍を撤退させた。ところが、翌一五七八年(天正六)三月に上杉謙信が急死し、その後継者の座をめぐり越後国内で内乱が勃発する。そのため上杉軍は国外の加賀まで派兵する余裕がなくなり、加賀南二郡は依然織田方に占領され続けた。越後の内乱は最終的に一五八〇年(天正八)に上杉景勝が勝利を治め新たな国主となり決着がついた。<sup>26)</sup>この間、織田方は北陸方面での勢力を挽回し北進を続け、一五七九年(天正七)までには、それまで上杉氏の勢力下にあった加賀北二郡(河北・石川)をもほぼ手中におさめたのである。<sup>27)</sup>

これら一連の流れから検討すると、越前大野郡の野津又城の攻防が加賀の存亡に関わる状況は、一五七八年(天正六)三月の上杉謙信の死の前であるとみなすことができる。上杉謙信の南下が、北陸一帯の反織田勢力にとって失地回復のための千載一隅の機会であったことは、既に何度も述べてきた。一五七八

年(天正六)三月段階では、越中・能登・加賀北二郡は上杉方に属していた。上杉謙信がさらに南下した場合、占領域を拡大すれば、加賀南二郡の奪回の可能性も大いにあったのである。しかし、上杉謙信没後の織田方の北陸攻撃により、反織田勢力は後退を余儀なくされてしまう。つまり、一五七八年(天正六)三月以降は、反織田勢力はひたすら守勢に回り、一五八〇年(天正八)四月には、ついに加賀の本願寺と一揆の拠点である金沢御堂が陥落する。<sup>28)</sup>上杉謙信の死に伴った越後国内の内乱と、それに乘じた織田方の反撃により、加賀南二郡の奪回は不可能となってしまう。隣接した加賀南二郡の奪回が不可能となった時期に、越前大野郡野津又で籠城衆が孤塁を死守しているような状況がはたしてありうるであろうか。加賀南二郡はおろか、北二郡すら織田方に攻撃され占領されている状況下では、もはや上杉軍を主力とする後詰めは全く期待できず、野津又一揆衆は完全に孤立し、落城するのは時間の問題となってしまう。このような絶望的な状況に、本願寺宗主の激励がどれほどの意味を持つのであろうか。

上杉謙信の出兵により加賀南二郡さらには越前の奪回が可能な状況下であるからこそ、越前大野郡の野津又城が敵方の中に存在した反織田勢力の橋頭堡としての意味を持ったのである。だから、顕如は野津又が落城すれば、加賀も大変なことになるから、必死にがんばるように激励しているとみなす方が妥当である。

顕如が五月二八日付で発した野津又籠城衆への書状の年代は、一五七八年(天正六)三月以前ということが判断されるが、それでは一五七六年(天正四)、一五七七年(天正五)のいずれであろうか。<sup>29)</sup>これに関して次の史料を検討したい。

一五七六年(天正四)五月二八日付で、加賀北二郡旗本衆は次のような書状を金沢御堂に提出している。

態令啓達候、仍今度信長対大坂殿雖及手遣度々失大利候、然者御屋形様御出馬之儀、越府江被仰越候様承及候、様子如何之御事候哉、御出馬付而者、各到分別、當表へ行可在之候、若又御出馬御延引之由候者、左様之段承届、始末可致調談候、兎角早々御

出馬候様、御才覚尤可然存候、恐々謹言、

七里三河法橋御坊<sup>(頼信)</sup>

坪坂伯耆入道殿

藤丸新介

広 濟 寺

天正四年五月廿八日

勝 俊 在判

参 御宿所<sup>(30)</sup>

徳田志摩守

金沢御堂が上杉謙信に対して、越中・加賀方面へ出馬するように要請したと承っているが、その後の様子はどうなっているのか。

重 清 在判

(上杉軍は本当に來援するのか)もし出馬が遅れるようなことになれば、その対応に追われねばならなくなってしまう。とにかく一刻も早く謙信の出馬を督促してほしい、と書か

広瀬伊賀守

れている。この書状から北二郡旗本衆にとつて、一五七六年(天正四)五月二八日の時点で上杉謙信の出馬が急を要するものであり、

貞 清 在判

彼等を取りまく軍事的情勢がかなり緊迫したものであることが伝わってくる。

高森源左衛門

上杉氏と本願寺・北陸一揆との間で、この年の五月一八日ごろまでに和陸が行われ、五月二八日以前の段階で、本願寺・加賀北二郡を中心とした反織田勢力の救援のために、上杉軍の南下が、謙信と金沢御堂との間で約束

武 数 在判

されている。すなわち、この年の五月に上杉謙信の出馬の情報を伴って、北陸各地で一斉に

奥 近江守

御堂に質している。ところが、上杉軍が実際に南下を開始したのは秋になってからであり、結局この年の五月二八日以前には、上杉謙信の出馬はなかった。

政 堯 在判

金沢御堂の中で、親上杉派の巨頭として、对上杉氏の交渉窓口となっていた七里頼周は、

山本若狭守

五月中の上杉軍の來援を北二郡旗本衆に約しながら結果的にそれを反故してしまうことになり、不利な立場に立たされてしまう。事実、この年の八月二日に頼周は、北二郡旗本衆からこれまでの一連の行動を弾劾されている。<sup>(32)</sup>

家 芸 在判

これらの流れと、先に示した、一五七六年(天正四)に加賀江沼郡で一揆勢が富樫氏の助成を得て蜂起し、上杉謙信が能登・加賀へ侵め込む気配を見せられているという報告が、北陸方面から織田信長のもとに届いたといった

窪田大炊允

『武功夜話』の記述とを考え合わせると、織田軍と反織田勢力との間で繰り広げられた北陸戦線で、一五七六年(天正四)五月に上杉謙信の出馬をめぐる一つの山場があったと考え

綱 盛 在判

られる。すなわち、この年の五月に上杉謙信の出撃の情報に伴って、北陸各地で一斉に

鑄木右衛門

年を五月一八日ごろまでに和陸が行われ、五月二八日以前の段階で、本願寺・加賀北二郡を中心とした反織田勢力の救援のために、上杉軍の南下が、謙信と金沢御堂との間で約束

頼 信 在判

されている。すなわち、この年の五月に上杉謙信の出撃の情報に伴って、北陸各地で一斉に

石黒土佐守

御堂に質している。ところが、上杉軍が実際に南下を開始したのは秋になってからであり、結局この年の五月二八日以前には、上杉謙信の出馬はなかった。

政 長 在判

金沢御堂の中で、親上杉派の巨頭として、对上杉氏の交渉窓口となっていた七里頼周は、

州崎藤八郎

五月中の上杉軍の來援を北二郡旗本衆に約しながら結果的にそれを反故してしまうことになり、不利な立場に立たされてしまう。事実、この年の八月二日に頼周は、北二郡旗本衆からこれまでの一連の行動を弾劾されている。<sup>(32)</sup>

景 勝 在判

これらの流れと、先に示した、一五七六年(天正四)に加賀江沼郡で一揆勢が富樫氏の助成を得て蜂起し、上杉謙信が能登・加賀へ侵め込む気配を見せられているという報告が、北陸方面から織田信長のもとに届いたといった

反織田勢力が攻撃に出る作戦があったものと推定される。越前大野郡の野津又城も、この時点で反織田勢力にとって重要な拠点となりえたのである。したがって、頭如が野津又籠城衆を激励した書状の年代は、一五七六年(天正四)と判断したい。

これまでの経過を整理してみたい。一五七五年(天正三)に織田信長は越前再制を果たし、さらに加賀南二郡(能美・江沼)をも軍事的に占領した。しかし、本願寺・一揆勢力は、越前・加賀南二郡の奪回をもくろみ、その機会を窺っていた。翌年(一五七六年)までには、反織田戦線結成の一環として、これまで仇敵であった上杉氏と和睦を成立させた。そして、五月中に、上杉謙信が来援するという情報に期待をよせた北陸の一揆勢力が、一斉に攻撃に出るといふ作戦があったものと考えられる。一方、現地の織田政権は既にこの不穏な動向を察知していた。特に越前では、総司令官柴田勝家の指令にもとずき、五月一日、二日、三日の時点で、本願寺門徒の摘発を行い、一揆蜂起に備えさせるために反本願寺勢力である高田派寺院・門徒に武装

させ、さらに一揆が蜂起した場合はすぐに報告させこれを鎮圧する体制を整えていた。この状況下で、大野郡野津又城で織田軍と攻防戦を行っていた北袋一揆衆に対し、上杉軍を主力とした後詰を頼みとした頭如は、孤塁を死守するように激励の書状を五月二八日付で発したのである。

### 三

次に、問題の文字瓦に記載されている一揆について検討したい。まず文字の全文は以下のように記されている。

此書物後世ニ御らんし<sup>(尾)</sup>ら<sup>(尾)</sup>□<sup>(尾)</sup>、御物かたり可有候。然者五月廿四日<sup>(尾)</sup>いきおこり候まま、前田又左衛門尉殿、いき千人はかりいけとりさせられ候也。御せいはいは<sup>(成改)</sup>は<sup>(成改)</sup>は<sup>(成改)</sup>つけ、かま<sup>(成改)</sup>二<sup>(成改)</sup>い<sup>(成改)</sup>られあふられ候哉。如此候。一<sup>(成改)</sup>ふて書と、め候。「此の□□、人夫ひろせ池上」<sup>(尾)</sup>

この文字瓦は小丸城址から出土しているもので、小丸城が構築された五箇周辺で起った状況について記録したものであると考えられる。五月二四日に一揆が蜂起したものの、五箇周辺では、前田利家によって一揆の千人程度

が捕虜にされ、その後苛酷に処刑されたのである。捕虜が千人程であるということは、戦死者、逃亡者を加えれば、それ以上の多くの人数が一揆に加わっていたことになり、この五月二四日の一揆が相当大規模なものであったことがわかる。

ところで、一五八〇年(天正八)五月の段階では、既に柴田勝家の総攻撃によって、北陸一揆の司令塔金沢御堂が陥落し、加賀自体がほぼ織田方に制圧されている。はたして、その同じ時期に、越前で大規模な一揆を蜂起させることができるほどの余力が反織田勢力にあったであろうか。

さらに、一五七六年(天正四)五月までは、前田利家・佐々成政・不波光治ら府中三人衆の連署状が出されているが、その後は連署はみられなくなり、彼等三人はそれぞれの支配領域と与力の武士を持つ武将となったとみなされる<sup>(尾)</sup>。この時の前田利家の支配領域には小丸城が築かれた五箇一帯は含まれておらず、この地域は佐々成政が支配していた<sup>(尾)</sup>。一揆が一五八〇年(天正八)に五箇周辺で蜂起したならば、その鎮圧者として何故、この地の支

配者である佐々成政の名が登場せず、前田利家の名が記されているのであろうか。一五七六年（天正四）五月の段階では、まだ前田利家は府中三人衆の一人として、この地を共同支配していたので、一揆の鎮圧に乗り出しても矛盾しない。（この時点では、府中三人衆の分割統治は行われておらず、小丸城が築かれた周辺の治安維持に関して、三人衆のうち誰が担当者であつてもおかしくはない。）つまり、前節で触れた北陸一帯の軍事情勢（上杉軍の南下を頼みにした反織田勢力が、加賀南二郡・越前の奪回をもくろんでいる）をかんがみれば、一五七六年（天正四）五月二四日に、千人を上回る人数の大規模な一揆が、越前五箇一帯で蜂起した可能性は充分考えられる。そして、これを府中三人衆の一人であつた前田利家が鎮圧したのであつた。その後、五分市に小丸城が築かれた際、城の瓦の中に一揆処刑の凄惨な状況を人夫が書き留めたのである。

ところで、小泉氏はこの文字瓦を前田利家が戦果を誇る目的で刻んだと主張されているが、その根拠として表面に堂々と誇らしげ

に書かれている点、さらに作事担当者が見逃していないという点をあげている。しかし、「この書物を後世に伝え、語り継いでもらいたい」という文言は、戦果を誇示しているとみなすべきなのであろうか。もし、後の世でこの瓦の書き物を偶然みつけた人がいたならば、という前提のうえで書かれたものとみなせはしないだろうか。戦果を誇示するために、何故ふだん人目につく可能性が少ない瓦に書き刻む必要があるのだろうか。（日常的に屋根瓦を、丹念に覗き込む人はどれ程いるだろうか）城には、記念碑に値するようなもつと目だつ場所がたくさんあつたはずである。さらに、人夫程度の人間が何故書きとどめねばならないのか。れっきとした織田家中のしかるべき武士が記す方が自然であろう。作事担当者が、完成した瓦一つ一つの表面を丹念に確認するという状況も不自然である。築城に駆り出された人夫の中には多くの一揆の残党・一味・同情者が存在していたはずであり、彼等の協力があれば、文字瓦数枚をまぎれ込ますことなど容易であつたと考えられる。

以上の点から、この文字瓦は、一揆の結末

を見聞した人夫（おそらく、一揆の残党であらう）が、後世に織田勢の残酷性を訴えるために記したものだ」と判断したい。

#### まとめ

一五七五年（天正三）八月の織田信長による越前再制後、北陸の反織田勢力は、織田軍に占領された加賀南二郡と越前の奪回をめざしていた。しかし、彼等の自力では奪回は不可能であり、越後の上杉謙信の出馬を必要としていた。上杉氏と本願寺の和平が成立した一五七六年（天正四）五月に、上杉謙信出馬の情報が金沢御堂を通して北陸一帯に伝達され、それを受けて各地で一揆が蜂起する。越前においては、既にその不隠な動きが察知されており、織田政権は高田派寺院・門徒に対して五月二日に、一揆が蜂起した場合の通報を命じ、五月二日に本願寺門徒の摘発を行い、翌日二三日には、さらに本願寺門徒の摘発を徹底させ、一揆に備えるために武装することを指令した。そして、二四日に大規模な一揆が蜂起し、後に小丸城が築かれた五分市周辺の五箇では、前田利家に千人程度の者が生け捕りにされ、磔・釜茹・火焙といった残



## 若越郷土研究 四十巻六号

虐な処刑が行われたのであった。

その後小丸城築城の際、この織田政権の残虐さを後世に伝えるため、一揆の残党・同情者など織田政権を心良く思わぬ者たちの協力を得て、監視の目をくぐった人夫が刻み込んで記したのが文字瓦である。

したがって、この文言中の五月廿四日の年代は、やはり一五七六年（天正四）とするのが妥当であると考える。

注

- (1) 小泉義博氏「文字瓦と石山合戦」（『若越郷土研究』40の2）
- (2) 井上鏡夫氏「一向一揆の研究」第七章第四節 重松明久氏「本願寺百年戦争」
- 辻川達雄氏「織田信長と越前一向一揆」『福井県史』通史編2巻・3巻 以下『県史』と略す。
- (3) 武生市教育委員会編『越前府中をめぐる戦国武将展』解題（小泉義博氏）
- 『県史』通史編3巻
- (4) 井上氏前掲書
- (5) 三鬼清一郎氏「信長の国掟をめぐる」（『信濃』六巻五号）
- (6) 「稱名寺文書」一二号・「小嶋吉右衛門家文書」五号・「西念寺文書」二号・「長勝寺文書」一号

（『県史』資料編7巻）など

- (7) 越前国北庄・石場・木田惣老等連署状（『武州文書』『福井市史』資料編2 一〇〇四号）
- (8) 一五七五年（天正三）八月の織田信長の越前再制後、十月に本願寺は信長と二度目の講和を行っていた。（『織田信長文書の研究』五五九号・五六〇号・五六一号）
- (9) 「河田文書」（『加能古文書』一五六七号）
- (10) 「称名寺文書」二号（『県史』資料編4）
- (11) 「法雲寺文書」三三三号・三四号・三五号（『県史』資料編5）
- (12) 「法雲寺文書」三七号・三八号
- (13) 「法雲寺文書」三九号
- (14) 「法雲寺文書」四〇号
- (15) 「称名寺文書」一二号（『県史』資料編7）
- (16) (1)と同じ
- (17) 「西念寺文書」（『県史』資料編7）
- (18) 「長勝寺文書」（『県史』資料編7）
- (19) 新人物往来社版『武功夜話』
- (20) (19)と同じ
- (21) (19)と同じ
- 『信長公記』巻十
- (22) (19)と同じ
- (23) 『信長公記』巻十
- (24) 「歴代古案」（『加能古文書』一五九三号）

(25) 『新潟県史』通史編2中世

(26) (25)と同じ

(27) 「図説石川県の歴史」河出書房新社

(28) 「楠文書」（『加能古文書』一六六四号）

(29) 一五七五（天正三）五月二八日時点では、越前は本願寺政権が支配しており、加賀南二郡も能美郡中・江沼郡中の一揆が支配していた。

(30) 「笹生文書」（『加能古文書』一五六八号）

(31) 井上氏前掲書

(32) 「北徴遺文」（『加能古文書』一五七三号）

(33) 「小丸城址出土文字瓦」（武生市味真野史跡保存会蔵）

(34) 『県史』通史編3

(35) (34)と同じ

(36) (1)と同じ